明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第五十五条	第五十四条第二項	第五十五条第四項
［略］		

第五十九条　第四十七条から第五十七条までの規定は、法第五十七条第一項の規定に基づく医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供に準用する。

第六十条　第五十三条及び第五十五条の規定は、認定仮名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条	第五十四条第一項	第五十八条において準用する法第五十五条第三項
	医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した	医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けた
	認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供する	医療情報取扱事業者から継続的に若しくは反復して医療情報の提供を受ける
第五十五条	第五十四条第二項	第五十八条において準用する法第五十五条第四項
	行った	受けた

第六章　雑則

（立入検査をする者の身分証明書）

第六十一条　法第五十九条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第四十五によるものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

［条を削る。］

第三十五条	第三十二条第二項	第三十三条第四項
［同上］		

［条を加える。］

［条を加える。］

［章名を付する。］

（立入検査をする者の身分証明書）

第三十九条　法第三十五条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第三十一によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日から施行する。

（医療情報の提供の事前の届出に関する特例）

第二条　法第三十条第一項の規定による届出は、第二十八条第二項第一号の規定により主務大臣が定めるまでの間は、同項第二号の方法による。

2　代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に様式第三十によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。